

今井瑠々氏に対する党規約及び倫理規則の適用について

立憲民主党幹事長
岡田 克也

立憲民主党岐阜県第5区総支部長の今井瑠々氏は1月7日付で離党届を提出した。その背景には、今春の岐阜県議会議員選挙において自民党推薦候補として出馬することが明白になっており、すでに自民党内での機関手続きが進められている。

立憲民主党は、今井瑠々氏が一昨年の衆議院選挙惜敗した後も速やかに総支部長として決定し、次期衆院選での必勝に向けて全力をあげて支援してきたところである。そのような中での突然かつ一方的な離党の意思表示は極めて遺憾である。加えて、岐阜県議会議員選挙に自民党推薦候補として出馬することは、これまで立憲民主党の候補者、総支部長としての今井瑠々氏を支えてきて下さった、多くの党员、協力党员、パートナーズ、支援者・支援団体の皆さんの期待を二重に裏切る背信行為であり、ご支持いただいた有権者の理解は到底得られるものではない。

この事態を受けて、以下の方針を発議する。

- 今回の今井瑠々氏の行為は、党規約第48条第1項の「党の名誉及び信頼を傷つける行為」、党規約第48条第4項及び党倫理規則第4条第2項の「本党の運営に著しい悪影響をおよぼす」行為であり、党倫理規則第2条の「選挙または議会において他政党を利する行為、党の結束を乱す行為」に抵触する重大な反党行為と認められる。
- 以上から、今井瑠々氏の離党届は受理しないこととしたうえで、今井瑠々氏に対し、党規約及び党倫理規則にもとづき、「除籍」処分（党規約第48条第4項第四号、党倫理規則第4条第2項第四号）を行う。
- なお、この処分は、党規約第48条第5項但書及び倫理規則第5条第1項但書である「党の信用保持等にとって緊急の必要がある場合は、処分を行った後に倫理委員会に提起することができる」との規定に基づいて行うこととする。

以上

2023/01/17

常任幹事会

ハラスメント事案への対応について

幹事長 岡田克也

横浜市議会議員大野トモイ氏から申し立てのあった案件について、党ハラスメント対策委員会による審議結果が報告されたことを受けて、幹事長として以下を提起する。

○委員会報告では、神奈川県第7区総支部長である中谷一馬衆議院議員の直接の行為としてハラスメントがあったとは認定されていないものの、総支部関係者の行為としてハラスメントと大野氏に受け止められた点があるという事実には真摯に向き合う必要があるとされている。

○事案が生じた後にも中谷氏が大野氏に対する説明責任を十分に果たしたとはいえ、総支部全体の監督責任を負うべき立場にありながら混乱を招いたその責任は大きい。

○以上から総支部の責任者である中谷氏に対し、党規約上の措置として「幹事長による注意（規約第48条3-1）」を講じることとし、併せて今後の総支部運営にあたっては、丁寧かつ公正公平な運営に努めることを求めるものとする。